令和3年8月31日宣告 裁判所書記官 髙 田 繭 子

令和3年（う）第[redacted]号

# 判　　決

**被告人** [redacted]

5　生年月日 [redacted]

本　籍 [redacted]

住　居 [redacted]

職　業 [redacted]

被告人に対する偽計業務妨害被告事件について令和３年２月２６日東京地方裁判所が言い渡した判決に対して，被告人から控訴の申立てがあったので，当裁判所は，検察官藤本治彦及び弁護人平野敬出席の上審理した。その結論である主文及び理由は以下のとおりである。

## 主　　文

本件控訴を棄却する。

## 理　　由

### 第１　事案の概要及び控訴の理由について

１　本件に関する東京地方裁判所の原判決は，ＳＮＳに「私はコロナだ」と投稿していた被告人が，その投稿に引き続き，都内の飲食店において，店のロゴが付されたビールグラスを含め店内での飲食の様子を撮影した写真とともに「濃厚接触の会」と投稿し，感染症にり患した者がこの店で飲食しているかのような虚偽の事実を表示させて不特定多数の者が閲覧し得る状態にし，この店の経営会社の営業部長に，警察への通報や従業員への店の入念な消毒等の指示を余儀なくさせて，営業部長らの正常な業務の遂行に支障を生じさせたという，偽計業務妨害の事実を認定した。

２　本件控訴の理由は，⑴　被告人には故意がなく，事実誤認である，⑵　本件投稿はたかだか軽犯罪法違反を構成するにすぎず，法令適用の誤りがある，という

ものである。

## 第２　原判決の判断について

原判決の判断は，以下のようなものである。

1　本件投稿が偽計を用いて本件店舗の業務を妨害する行為といえることについて

次の(1)～(4)のような事情から，本件投稿は，偽計を用いて本件店舗の業務を妨害する行為といえる。

(1)　本件投稿は，「濃厚接触の会」という文字とともに，本件店舗のロゴが付されたビールグラスを，そのロゴがはっきりと見えるようにして置いて撮影した画像を添付している。画像は，飲食店である本件店舗内での飲み会の様子を，ロゴが強調されるように撮影したものと捉えるのが自然なものである。本件店舗のロゴは，知る者や，調べた者には本件店舗のものと容易に分かるものといえ，本件投稿は，本件店舗を特定させるのに十分といえる。

(2)　被告人は，先行して「私はコロナだ」と投稿しており，この第１投稿と本件投稿を併せてみると，新型コロナウィルス感染者が本件店舗内で飲み会に参加していることを示唆したものとみるのが自然である。実際には感染していなかったのであるから，本件投稿は虚偽の事実を表示させたというべきである。１時間足らずの間に，同じアカウント名で第１投稿と本件投稿を続けて投稿したことになり，これらの投稿をアカウント名に着目して見た者には，「私はコロナだ」と投稿していた者が，「濃厚接触の会」との本件投稿に及んだと理解するのが自然である。

(3)　当時，新型コロナウィルス感染症について，マスクの着用等により飛沫を防ぐなどの対策のほかに，実効性のある感染予防策はまだなく，社会生活において，感染防止の観点から，密を避けるなどの行動様式を取ることが推奨されていたという社会情勢の中，本件店舗においても，新型コロナウィルス感染者が来店することによって，従業員の感染や，風評により客足が落ちる被害が生じないか，不安を抱く状況にあった。本件店舗関係者は，実際に，本件投稿を受

けて，状況の確認，警察への通報，入念な消毒などといった対策を講じている。本件投稿が悪意のない冗談にすぎないものとはおよそいえず，本件店舗の業務を妨害する危険性を有していたというべきである。

(4) 現に，第三者が閲覧して，その内容を本件店舗関係者に通報しているように，第１投稿，本件投稿とも，本件店舗関係者を含め，不特定多数の者が閲覧し得る状態にされたものであって，ＳＮＳの性質上広く拡散する可能性があり，上記のような社会情勢下では，本件店舗関係者にそれに関わる対策を講じる必要性を生じさせる行為といえることは明らかである。

2 被告人の故意について

次のような事情から，被告人には，本件業務妨害の故意が認められる。

(1) 被告人は，電車内で「俺はコロナだ」と発言した者が業務妨害で逮捕されたというニュースを見て，第１投稿に及んだと自認しており，公の場で新型コロナウィルスの感染者であることを吹聴すると，業務妨害として逮捕され得ることを知っていた。

(2) 本件投稿は，本件店舗内でロゴを強調して撮影した画像を添付したものであり，被告人が，本件店舗に迷惑が掛かるかもしれない，すなわち，本件店舗の業務に支障が生じ，妨害することになるかもしれないとも認識していなかったとは考えられない。被告人は，本件店舗のロゴをそれと認識していなかったと供述しているが，信用できない。

(3) 被告人は，第１投稿と本件投稿を積極的に関連付けていないとしても，引き続きそれらの投稿に及んだことは明らかであり，組み合わせて読まれる可能性があることも明らかであり，被告人は，自らこのような投稿に及んだのであるから，そのことを認識していたといえることも明らかである。

(4) 被告人は，第１投稿は自分が新型コロナウィルス感染症にり患したことを示す趣旨で投稿したものではなく，本件投稿は新型コロナウィルス感染症にり患した者が会に参加していることを示す趣旨で投稿したものではないと供述する

が，本件店舗に迷惑を掛ける，その業務が妨害されることになるかもしれないとも思わなかったとは考えられない。

(5) 以上は，被告人に注意欠陥多動性障害や睡眠障害があったとしても，結論が変わるものではない。

(6) 被告人は，このような認識がありながらあえて本件投稿に及んだ。

## 第３　法令適用の誤りの主張について

１　控訴の趣意

控訴の趣意は，本件投稿は，被告人が積極的に本件店舗の業務を妨害することを意欲したとは認められず，刹那的・衝動的な戯言とみるべきであり，その内容は，複雑巧妙な方法によって人を欺くものとはいえず，幼稚で単純素朴なもので，回数も１回にすぎず反復性が欠けていることから，たかだか軽犯罪法１条３１号の「悪戯」に該当するにすぎず，偽計をもって業務を妨害したことには該当しないというものである。

２　当裁判所の判断

原判決が認定した罪となるべき事実が，偽計を用いて本件店舗経営会社の営業部長らの業務を妨害するものであり，偽計業務妨害罪の構成要件に該当することは，原判決が指摘するとおりである。

原判決も，被告人が業務妨害を積極的に意欲したとか，本件が周到な計画に基づくものであるとまでは認定していないが，被告人に後記第４で指摘するとおり，偽計を用いて本件店舗関係者の業務を妨害することについての認識，認容があることが認められる以上，同罪の認定に問題はない。犯行が複雑巧妙とまではいえないことや反復性が欠けていることも，同様である。たかだか軽犯罪法１条３１号にしか該当しないとの主張は採用できない。

## 第４　事実誤認の主張について

１　控訴の趣意

控訴の趣意は，以下のような点を指摘し，被告人には故意が認められないとい

うものである。

(1) 原判決は，故意の不存在を推認させる間接事実を十分に検討しておらず，弁護人が原審弁論で指摘したように，次の点を考慮すれば，被告人の故意について反対事実の存在の可能性を許さないほどの確実性は認められない。

ア 被告人には第1投稿と本件投稿の2件のツイートを組み合わせて読ませる意思はなかった。

イ 被告人には，閲覧者に本件投稿を閲覧させることにより被害店舗の業務を妨害する意思がなかった。

(2) 原判決の認定の積極的な理由付けは，次のとおり，不十分である。

ア 原判決は，コロナ禍における社会情勢を考えれば，感染者が来店したことを吹聴すれば各種対策を講じなければならないと考える可能性は極めて高かったと指摘するが，これは，事後的に考えればという評価に過ぎず，被告人が本件投稿時にそのような危険性を認識していた証明はない。

イ 被告人の目にしたニュース報道は，電車内である乗客に対し「コロナにかかっている。うつるよ」などと発言し，他の乗客ともトラブルになり，電車を駅で停車させ，ＪＲの業務を妨害したというものであって，単に公の場で吹聴したことをもって逮捕されたものではなく，ツイッターの投稿と同一視できない。

ウ プロフィールページの閲覧は例外的であることなど，弁護人が原審弁論で指摘したにもかかわらず，原判決は，投稿の連続性について漫然と事実認定を行っている。

(3) 次のような合理的な反対仮説の可能性を指摘できる。

ア 「濃厚接触」は時事的な流行語としても用いられており，本件投稿は不謹慎ではあるが，ことさら他者への加害意思もない冗談と解するのが自然である。

イ 写真部分については，被告人の意識は，写真の中に他の飲み会参加者の名

札や携帯電話画面が映り込まないことに向けられており，非注意性盲目により又は狭いスマートフォンの上での画像だったために，ロゴが比較的大きく映っているのを意識していなかったということは十分あり得る。

ウ　第１投稿は，本件店舗への電車移動中に，いくつものインターネット上の記事への反応を立て続けに投稿していたうちの１つにすぎず，その後本件店舗に移動して，友人たちとの酒食に興じるなどしたのであり，被告人がＡＤＨＤであることや睡眠障害の影響，当日の精神状態によれば，本件投稿時に第１投稿が意識から欠落していたことは十分あり得る。

⑷　原判決は，被告人の認識のみをもっぱら論じており，認容について認定していない。

２　当裁判所の判断

次のような理由から，被告人に偽計業務妨害の故意を認定した原判決の判断は相当であると認められる。

⑴　まず，被告人には，原審における被告人質問の結果からしても，新型コロナウィルス感染症の問題に関する当時の社会情勢についての知識はあり，また，飲食店において感染者や感染者と濃厚接触した者などが飲食したことが判明すれば，当該店舗としては，飲食客等の健康を守り，かつ，店舗の営業を維持するために店舗内の通常以上に念入りな消毒等の対応をとらなければならない状況に陥ることは，そのような社会情勢を承知している誰の目にも明らかである。

被告人は，本件店舗へ赴く途上で，前記第２の２⑴で言及されているニュースを読んだものの，逮捕されたという男性が，「俺はコロナだ」と言ったから逮捕されたのか，乗客とトラブルになったから逮捕されたのかは分からなかったと供述するが，少なくとも，被告人が，「俺はコロナだ」という発言がトラブルのきっかけになるほど，社会がこの問題に敏感になっていることは承知できたことは明らかである。

⑵　被告人は，また，「私はコロナだ」という第１投稿と，本件投稿とは続きも

のではないし，本件投稿の「濃厚接触」とは，友人との楽しい飲み会を一種のはやり言葉を使って表現したにすぎないとも供述するが，自分自身で本件投稿の約１時間前に第１投稿を行っており，その間は他の投稿はしておらず，仮に本件投稿を行おうと思った際に友人同士の親しい飲み会を「濃厚接触」と表現するにすぎない意図であったとしても，本件投稿においてそのような新型コロナウィルス感染症に関連する用語を使用しようとする以上，「私はコロナだ」という内容の第１投稿をしたことが想起できたはずである。

そして，被告人は，自身が投稿を行う以上，それが不特定多数の目に触れ，そこから被告人のアカウントのページに行くことも容易であり，そこでは被告人の投稿も連続的に表示されるであろうことや，そのアカウントには多数のフォロワーがいて，フォロワーには被告人の投稿が連続して閲覧できる可能性があり，したがって，第１投稿と組み合わせて「濃厚接触」も感染者との濃厚接触であると受け止められる可能性があることなども当然に念頭に浮かべたものと認められる。被告人は，傷病名注意欠陥多動障害として「発達障害の傾向が見られる」という診断を受けているが，診断を行ったクリニックへの検察官の聴取結果（原審甲第９号証）によれば，注意欠陥多動性障害には，自身が直前に行った行為を忘れたり，自己の置かれている状況や，自分の今行っていることの意味内容を理解できないというような症状はないと認められること，被告人質問によっても，ただちに投薬その他の治療を要する状態ではないことがうかがわれ，また，睡眠障害の影響をうかがわせる事情もないことから，この認定の妨げにはならないものと考えられる（この判断は，次の(3)における認定においても同様である）。

被告人は，とりわけ情報技術についての専門知識が高く，前記第４の１(3)ウの指摘を考慮しても，第１投稿と本件投稿とを結びつけて読まれ得ることに気付かなかったとの被告人の供述は採用できず，反対仮説の可能性を疑うことはできない。

(3)　本件投稿の添付写真には，本件店舗のロゴの入ったビールグラスが画面やや右側に大写しになっており，後ろに料理の皿やいくつかのグラス，人物の右手の一部とみられるものが見えるが，このロゴ入りグラスは写真中で最も目立つ物体であり，ロゴの文字も鮮明である。原審関係証拠によれば，被告人は，この添付写真の前にもう１枚の写真を撮影しているが，その写真では写っているグラスのロゴが横に向いており，添付写真を撮影する前にこのグラスの向きが変えられている。

被告人は，カメラ写りをよくするためにグラスの角度と位置を変更したものの，同席者のネームプレートが写り込まないように注意をした一方で，店のロゴの認識はなく，それが写ってしまうことによって経営会社等が特定される可能性は当時分からなかったと供述する。

しかし，当該グラスのロゴは，一般的な飲食店でよくみられるような大手飲料メーカー等のマークとは明らかに異なる特徴的なもので，本件店舗入り口にも明示してあり，上記のとおりグラスの向きが変えられていることを考えれば，人の注意資源には限界があることやスマートフォンの画面の大きさをも踏まえたとしても，被告人がグラスのロゴに気付かないまま投稿したという可能性は疑われない。

さらに，前記(1)の状況を前提とすれば，添付写真を通じて同席者が特定されることを防ぐ配慮をする被告人にとって，本件店舗が特定された場合，本件店舗がその反響への対応に追われる可能性も当然に予測できたものと認められる。

(4)　前記(1)～(3)のとおり認定できることを総合すると，被告人は，感染症にり患した者が本件店舗で飲食しているかのように受け取られる可能性があることや本件店舗が店舗内を通常以上に念入りに消毒する等の対応を余儀なくされて業務に支障を来す可能性を認識しながら，本件投稿を行ったものと認定せざるを得ない。これらの可能性を認識しながら，あえて本件投稿を行っているのであるから，被告人に偽計業務妨害の故意に必要な認容と評価できる心理状況があ

ったことも明らかである。

**第５　結論及び法令の適用**

以上のとおり，本件控訴には理由がないから，刑訴法３９６条により棄却し，

主文のとおり判決する。

5 令和３年８月３１日

東京高等裁判所刑事第１０部

裁判長裁判官 細田啓介

（細田　啓介）

10

裁判官 野口佳子

（野口　佳子）

裁判官 駒田秀和

15 （駒田　秀和）